

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成25年6月 日	
大分県知事 殿	
提出者 住 所 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号 氏 名 東急建設株式会社 九州支店 取締役常務執行役員支店長 仁田英夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 092-282-6110	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東急建設株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市博多区祇園町2番1号
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	平成25年度完成工事高 77億57百万
③ 従業員数	平成26年5月16日現在 103名(社員92名、雇員11名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙-2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	排 出 量	別紙-3のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙-2のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	排 出 量	別紙-3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙-3のとおり			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3のとおり		

(第3面)

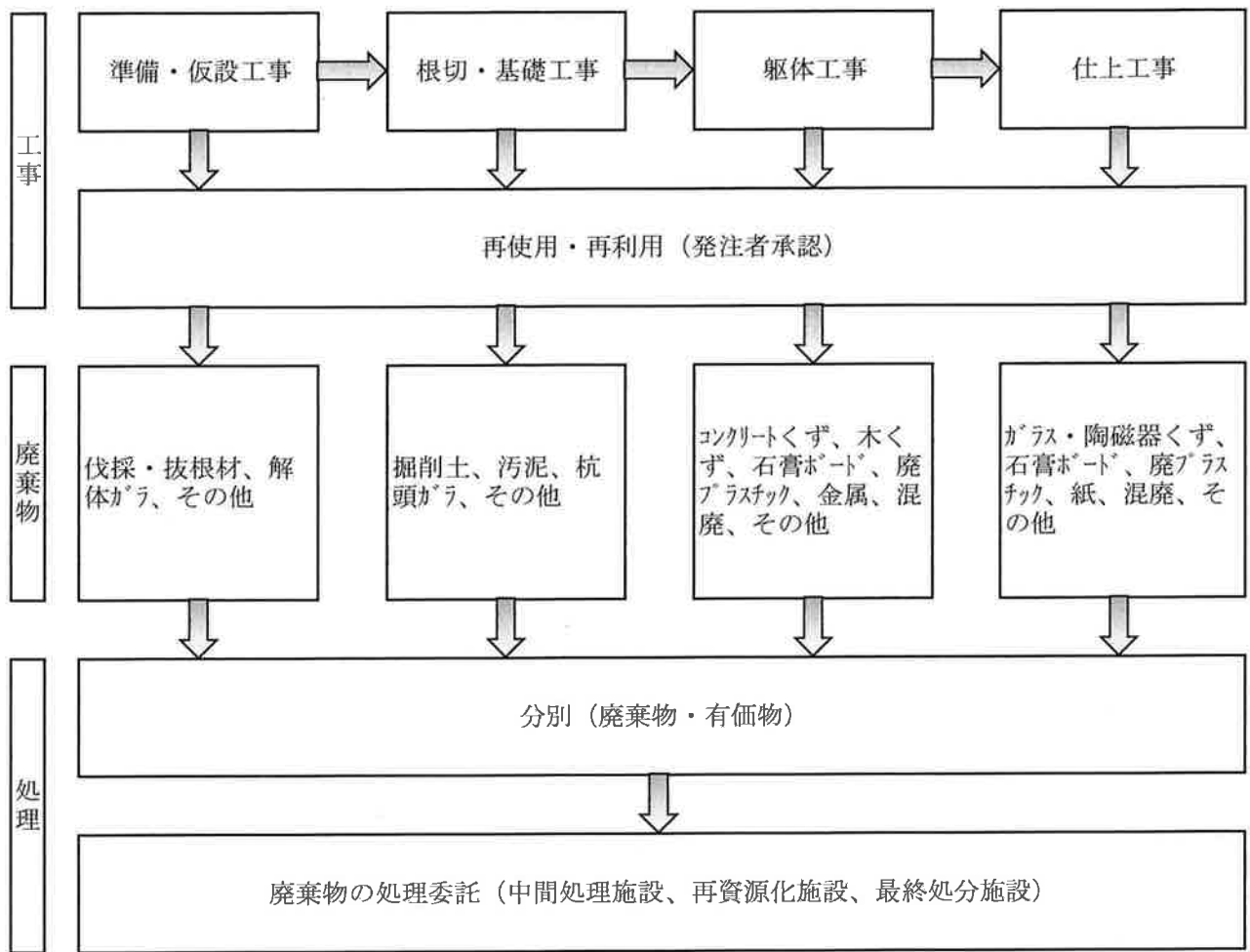
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組)		
特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙—4のとおり	
	全処理委託量	別紙—4のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙—4のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙—4のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙—4のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙—4のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

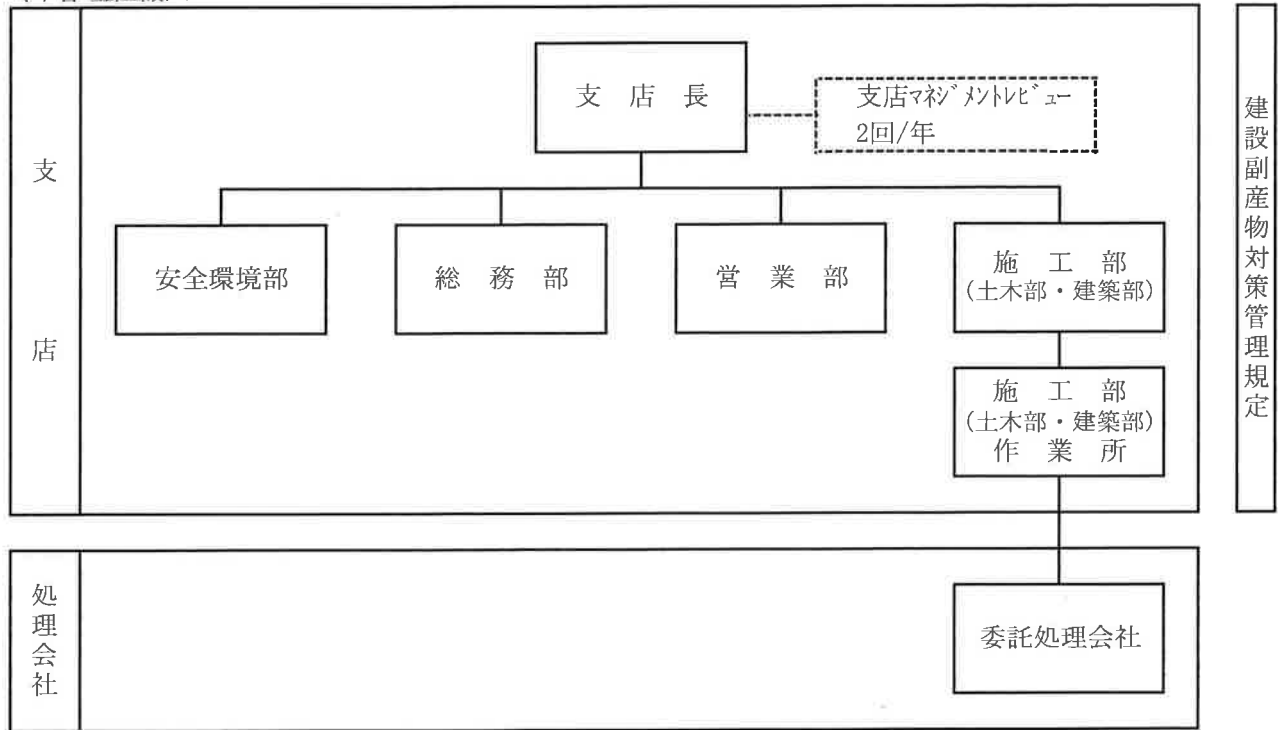
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	
	全処理委託量	別紙-4のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙-4のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙-4のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙-4のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙-4のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定登録業者を優先使用する		
※事務処理欄			

別紙ー1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙ー 2 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

(1)管理組織図



支店マネジメントレビュー

支店の環境に関する諸事項についてレビューする

1. 目標の見直しに関する事項
2. 環境マネジメントシステムの有効性、運用状況、変更の必要性の検討等に関する事項
3. 環境管理推進に関する事項

構成員

- 議長 支店長
- 委員 各部門長
- 事務局 安全環境部

(2)役割分担および責任

支店長	支店長は支店の建設副産物の処理および利用に関する事項を総括し次の各号に定める事項を行う。 1) 実施計画の決定 2) 管理体制の整備 3) 処理会社に対する指導、援助 4) その他必要な事項
支店、安全環境部長	支店の建設副産物の処理および利用を推進するため次の各号に定める事項を行う。 1) 支店実施計画の立案 2) 施工計画段階における指導 3) 情報、資料の収集および調査 4) 支店建設副産物の減量化、資源化活動の推進 5) 支店関係者の教育、啓蒙 6) その他必要な事項
施工部門長 (土木部長・建築部長)	施工部門長は、管轄作業所の建設副産物の処理および利用に関する事項を総括し次の各号に定める事項を行う。 1) 実施計画の運用、記録の保存 2) 処理会社の選定および指導管理 3) 法令の改正、行政官庁の指導内容等周知 4) 作業所に対する指導、援助 5) 建設副産物の減量化、資源化の推進 6) 施工計画会議における検討、指導
作業所長	建設副産物の処理および利用の責任者として次の各号に定める事項を行う。 1) 施工に伴う計画の作成および実施 2) 発生量および排出量の把握、記録 3) 処理会社の指導管理、委託契約の締結 4) 処理施設の把握管理 5) 廃棄物管理票の交付・管理 6) 支店等関連部署への廃棄物処理と再資源利用状況の定期的な報告 7) 建設副産物の減量化、分別化、資源化の推進 8) 第19条に定める届出・報告および説明

別紙－3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1)現状（九州管内年度別排出量、発生原単位、分別率）

品名	H21	H22	H23	H24	H25	内大分県
A 汚泥	888.8	5,508.8	4,834.7	10,618.3	7.4	0.0
B コンクリート塊	2,471.4	5,716.1	5,571.8	8,432.2	13,853.1	1,693.2
C アス・コン塊	1,364.0	734.0	680.0	1,826.9	1,383.0	50.1
D ガラス・陶磁器くず	37.2	7.1	50.6	170.4	132.0	39.1
E 金属くず	43.7	74.7	20.7	38.5	139.2	5.6
F 廃プラスチック	118.8	62.4	69.6	116.6	276.7	46.5
G 木くず	516.4	340.8	219.6	1,311.4	912.2	118.6
H 混合廃棄物	886.2	234.3	388.4	393.0	806.8	14.4
I 廃油	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0	0.0
J 飛散性アスベスト	0.3	0.0	23.8	3.7	0.0	0.0
K 紙くず	84.7	3.7	27.4	35.8	12.0	4.2
L ダンボール	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M 石膏ボード	258.5	128.9	292.3	163.8	609.5	69.7
N 繊維くず	1.8	0.0	0.4	28.8	6.0	1.0
O がれき類（碎りがら等）	18.2	164.9	97.5	157.2	1,607.8	5.5
合計	6,691.0	12,975.7	12,286.3	23,296.6	19,745.7	2,047.9
分別率	54.9%	77.0%	64.9%	83.6%	82.1%	95.3%

※分別排出率＝ $(\Sigma(D:O) - H - I - J) \div \Sigma(D:O)$

(2)計画

- ・ 排出量削減目標：H25年度実績に対して3%以上の削減に努める（解体工事を除く）
ただし、前年度が未達成の場合は、前年度の目標を継続
- ・ 分別率目標：（95.3%）前年度以上に努める

(3)排出抑制のための具体的な取り組み

- ① プレハブ化・エット化・ハネ化・プレカット化等の推進
- ② 鋼製型枠・樹脂型枠、テックプレート等の使用
- ③ 梱包の簡素化（パレット及び専用コンテナの活用）
- ④ 減容化の推進（ダンボール圧縮・発泡スチロール溶融）等
- ⑤ 顧客に解体材（鋼材・木材・コンクリート）等の積極的再使用の提案
- ⑥ 顧客に再生材（再生砕石等）の積極的利用の提案
- ⑦ 分別、リサイクル施設への優先排出の徹底

(4)分別の促進のための具体的な取り組み

- ① 分別ヤードの確保
- ② 効果的・効率的な分別の計画
- ③ 計画に基づいた品目別分別容器の設置
- ④ わかり易い分別の表示
- ⑤ 実施状況の把握

別紙－４ 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 前年度（平成25年度・大分県）実績

種類	排出量 全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収業を行 う業者への処理委 託量
汚泥	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
コン塊	1,693.2	0.0	11,114.7	0.0	0.0
アス・コン塊	50.1	0.0	1,186.1	0.0	0.0
ガラス・陶磁器	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	5.6	0.0	15.5	0.0	0.0
廃プラ	46.5	0.0	0.0	0.0	46.5
木くず	118.6	0.0	118.6	0.0	0.0
混合	14.4	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	4.2	0.0	4.2	0.0	0.0
石膏ボード	69.7	0.0	69.7	0.0	0.0
繊維くず	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
がれき類(碎 りガラ等)	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0
計	2,047.9	0.0	12,511.1	0.0	46.5

(2) 計画（平成25年度・前年度実績の-3%）

種類	排出量 全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収業を行 う業者への処理委 託量
汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コン塊	1,642.0	0.0	1,642.0	0.0	0.0
アス・コン塊	48.0	0.0	48.0	0.0	0.0
ガラス・陶磁器	37.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0
廃プラ	45.0	0.0	0.0	0.0	45.0
木くず	115.0	0.0	115.0	0.0	0.0
混合	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0
石膏ボード	67.0	0.0	67.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類(碎 りガラ等)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	1,981.0	0.0	1,881.0	0.0	45.0

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。